

第1版

# 新型コロナウイルスワクチン予防接種（住民接種） 実施計画

令和3年4月

川 辺 町

# 新型コロナウイルスワクチン予防接種（住民接種） 実施計画

## 第1 概要

## 第2 基本的事項

## 第3 予防接種の対象者

1. 対象者の範囲
2. 接種順位
3. 接種対象者数の試算
4. 接種対象者への連絡

## 第4 予防接種実施の体制等

1. 基本的考え方
2. 実施期間
3. 実務体制の確保
4. 接種会場
5. 接種体制の確保
6. 予約受付
7. 接種を実施する段階における注意及び予防接種への同意
8. ワクチンの確保
9. 接種費用の支払い
10. 町民への情報提供、相談受付
11. 予防接種による健康被害の発生
12. 健康被害救済の申請受付、給付
13. 接種記録の管理
14. その他

## 第1 概要

新型コロナウイルス感染症に対して、感染拡大を防止し、川辺町民の生命及び健康を守るため総力を挙げてその対策に取り組みながら、社会経済活動との両立を図っていくことが求められている。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下「新型コロナワクチン」という。）については、現在、開発が進められており、国の主導的役割、県の広域的視点による市町村支援の役割、住民に身近な町の役割と、それぞれの立場・役割に応じて、必要な体制の確保に取り組んでいくこととされている。

予防接種に必要な新型コロナワクチンの確保が進む状況の中で、円滑な接種を実施していくことができるよう、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（以下「予防接種の手引き」という。）など国が示すガイドライン等を踏まえ、住民接種における基本的な考え方、予防接種の対象者、予防接種実施の体制等について示すものである。

なお、本計画は、接種体制の状況等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

## 第2 基本的事項

新型コロナワクチン予防接種（住民接種）実施計画の策定に当たっては、以下の点に留意し策定を行うものとする。

1. 実際に住民接種が行われる際に、円滑に実施できるよう、加茂医師会や町内医療機関等と十分協議する。
2. 住民接種の対象者が他の患者から感染を受けることのないよう、予防接種の時間的余裕について、十分配慮を行う。
3. 原則、住民票所在地の町内医療機関で接種を受けることとしているが、医療機関における3つの密や感染者との接触を回避するための内容も含めて計画する。
4. 新型コロナウイルス感染症の診療や通常の診療に過度な悪影響が生じないよう、必要な医療体制を維持する。

## 第3 予防接種の対象者

### 1. 対象者の範囲

- (1) 原則、住民票所在地において接種を受けられることとし、接種を受ける日に川辺町の住民基本台帳に記録されている者を対象として行うものとする。
- (2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に基づく、いわゆる薬事承認において接種の適応とならない者は接種の対象から除外する。
- (3) 新型コロナワクチンの接種日に、戸籍又は住民票に記載のない者、その他の住民基本台帳に記録されていないやむを得ない事情があると町長が認めるものについても、当該者の同意を得たうえで接種を実施することができる。

【やむを得ない事情で住民票所在地以外での接種できる者の例】

- ① 市町村への申請が必要な方
  - ・ 出産のため里帰りしている妊産婦
  - ・ 遠隔地へ下宿している学生
  - ・ 単身赴任者 等

② 市町村へ申請が不要な方

- ・入院、入所者
- ・基礎疾患を持つ者が主治医の下で接種する場合
- ・副反応のリスクが高い等のため、体制の整った医療機関での接種を要する場合
- ・市町村以外の医療機関から往診により在宅で接種を受ける場合
- ・災害による被害にあった者
- ・拘留又は留置されている者、受刑者 等

2. 接種順位

新型コロナワクチンの接種は、当面、確保されるワクチンの量に限りがあるため、予防接種の手引きに示す接種順位と接種の時期に応じて接種を行う。

接種の順位は以下のとおり。ただし、町が接種体制を調整する対象者は、高齢者以下の順位の者とする。

ただし、こうした接種順位については、今後の科学的知見により見直しをすることがある。

1	高齢者 令和3年度中に65歳以上に達する方 ワクチンの供給量・時期等によっては、年齢により接種時期を、細分化する可能性がある。
2	基礎疾患を有する者 (1) 令和3年度中に65歳に達しない者であって、以下の病気や状態の方で、通院／入院している方 ・慢性の呼吸器の病気 ・慢性の心臓病（高血圧を含む。） ・慢性の腎臓病 ・慢性の肝臓病（肝硬変等） ・インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病 ・血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。） ・免疫の機能が低下する病気（治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む。） ・ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている ・免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患 ・神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等） ・染色体異常 ・重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態） ・睡眠時無呼吸症候群 ・精神疾患 (2) 基準（BMI30以上）を満たす肥満の方
2	高齢者施設等の従事者 高齢者等が入所・居住する社会福祉施設等（介護保険施設、居住系介護サービス、高齢者が入所・居住する障害者施設・救護施設等。）において、利用者に直接接する職員 *高齢者施設等の範囲の詳細は、予防接種の手引きに示す範囲とする。
2	60～64歳の者 ワクチンの供給量によっては、基礎疾患を有する者と同じ時期に接種を行う。
3	上記以外の者 ワクチンの供給量等を踏まえ、順次接種ワクチンの供給量・時期等によっては、年齢により接種時期を、細分化する可能性がある。

3. 接種対象者数の試算

接種対象者数の算定方法は以下のとおりとする。

○総人口は、令和3年3月1日現在 10,089人として算出

○高齢者 令和3年3月1日現在の65歳以上の者の合計 3,252人

- 基礎疾患を有する者 総人口の 8.2% (20 歳～64 歳の場合) 8 2 7 人
  - 高齢者施設等の従事者 総人口の 1.6% 1 6 1 人
  - 60 歳～64 歳の者 令和 3 年 3 月 1 日現在の 60～64 歳の者の合計 6 4 8 人
  - 上記以外の者 総人口から高齢者、医療従事者等、基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者、60 歳～64 歳の者を除いた人数 5, 2 0 1 人
  - 合 計 1 0, 0 8 9 人
- このほか、一定の要件を満たす場合、町内に住所を有しない方が接種することもできる。一定の要件については、予防接種の手引きを参照とする。

#### 4. 接種対象者への連絡

接種順位に従い、次の 2 段階に分けて接種の通知を行う。

- 高齢者
- 高齢者以外の者

ただし、新型コロナワクチンの供給量に応じてさらに細分化する場合がある。

### 第 4 予防接種実施の体制等





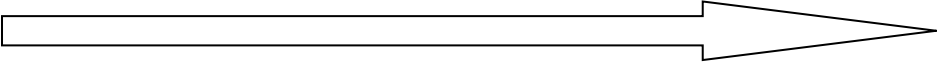
#### 1. 基本的考え方

円滑な新型コロナワクチン接種を実施するため、必要な体制を整え、町民の安心安全な接種をめざす。

#### 2. 実施期間

予防接種の手引きに示す期間とする。

【現時点での接種スケジュール（予定）】

5 月	5 月～7 月	7 月～
○高齢者接種券配布    <u>ワクチンの供給時期に合わせて配布</u>	○高齢者接種（高齢者施設入所者等含む）    <u>5 月中旬開始～7 月下旬接種完了</u>  ○一般の方の接種券配布    <u>7 月中旬予定</u>	○一般の方の接種（基礎疾患のある方を優先）    <u>7 月から接種開始・順次完了</u>
 ＊川辺町保健センター内の予約専用電話にて予約受付 （予約専用ダイヤル 4 2 - 7 8 9 0）		

\*本スケジュールは、令和 3 年 4 月時点の状況を踏まえたもので、ワクチンの供給時期により変動がある。

\*配布する接種券は、別紙のとおりとする。

### 3. 実務体制の確保

接種までの準備に当たっては、平時の予防接種業務の業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、新型コロナワクチンの接種を実施するために必要な業務を洗い出し、必要な人員数の想定、人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明など、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。

なお、封入作業や予約受付、データ入力など臨時職員の雇い入れや外部委託できる業務は積極的に行い、業務負担の軽減を図る。

また、新型コロナワクチンの接種を実施するために必要な物資は、あらかじめ確認し、調達を進める。

### 4. 接種会場

予防接種を行う会場は、原則、町内医療機関（以下「接種機関」という。）による個別接種とする。なお、これによることができない場合は、別途接種会場を確保する場合がある。

予防接種を行う接種機関とは、集合契約に参加し、接種医となっている医療機関とする。なお、接種に必要な物品等は、接種機関が準備するものとする。

（接種機関一覧）

名 称	住 所	電話番号
田原医院	川辺町中川辺 1 5 4 4 番地	5 3 - 5 5 8 8
濃飛ファミリークリニック	川辺町西栃井 1 2 2 5 番地 1	5 3 - 3 1 1 1
有本整形外科	川辺町石神 8 0 番地	5 3 - 5 8 8 8

また、町内の高齢者福祉施設に入所する高齢者に対しては、町が独自で契約した医療機関の医師（施設嘱託医）により、当該施設内にて予防接種を実施する。

### 5. 接種体制の確保

新型コロナワクチン接種に当たっては、接種機関の協力が不可欠であることから、接種機関と綿密な協議を行い、予防接種実施に際しての人的な協力並びに時間ごとの予約枠の設定、被接種者の動線確保の検討、定期的な換気等、3密対策への協力を仰ぐ。

### 6. 予約受付

予防接種を行う際は、接種機関と事前に日時、接種人数を協議し、町が設置する予約専用電話により一括して予約を受け付ける。

受付の際には、新型コロナワクチンの特性に応じ、無駄なく利用できるように、1日1接種機関当たりの接種人数を可能な限り多くするよう配慮する。

### 7. 接種を実施する段階における注意及び予防接種への同意

#### (1) 予診

予防接種前には、問診、検温及び視診・聴診等の診察を行い、予防接種を受けることが適当でない者又はそれに該当する疑いのある者に該当するか否かを調べる。予診に使用する予診票は、国が示す別記様式を使用し、予診票は郵送するものとする。

#### (2) 接種対象者の本人確認

接種機関は、対象者の接種券及び予診票を確認し、記載された氏名と本人確認書類（運転免許証・健康保険証等）の内容を確認する等の方法により、接種の対象者であることを慎重に確認する。

(3) 接種不相当者及び予防接種要注意者

予診の結果、37.5℃以上の明らかな発熱が認められる等の異常が認められ、予防接種を受けることが適当でない者又はそれに該当する疑いのある者と判断される者に対しては、当日は接種を行わない。

また、予防接種の判断を行うに際して注意を要する者については、健康状態及び体質を勘案し、慎重に予防接種の適否を判断するとともに、説明に基づく同意を確実に得ること。

(4) 接種後副反応等に関する説明及び同意

予診の際は、予防接種の有効性・安全性、予防接種後に通常起こり得る副反応やまれに生じる重い副反応並びに予防接種健康被害救済制度について、接種の対象者又はその保護者がその内容を理解し得るよう適切な説明を行った上で、予防接種の実施に関して文書により同意を得た場合に限り接種を行うものとする。

(5) 16歳未満の予防接種等

接種対象となった16歳未満への予防接種を実施する場合は、原則、保護者の同伴が必要であることとし、同意等については予防接種の手引きに基づき取り扱うものとする。ただし、あらかじめ、接種することについて、保護者の同意を予診票上の保護者自署欄にて確認できた者は、保護者の同伴を要しない。

意思確認が困難な者に対する予防接種については、家族や、介護施設等に入所している場合は嘱託医等の協力を得ながら本人の意思確認をし、接種の同意を確認できた場合に接種を行う。

8. ワクチンの確保

町は、県から割り当てられた新型コロナワクチンを接種機関に割り当てる。

また、冷凍ワクチンを接種機関に冷蔵移送を行う際は、専用の保冷バッグ等を使用し、町が責任をもって移送する。

9. 接種費用の支払い

(1) 接種者対象者が住民票所在地の接種機関で予防接種を受けた場合

接種機関は、川辺町に直接費用を請求する。町は、請求された内容を審査した後、その請求額の支払いを行う。

(2) 接種対象者が住民票所在地外に所在する医療機関で接種を受けた場合

接種を行った医療機関等は、岐阜県国民健康保険連合会（以下「国保連」という。）へ予診票、請求書等の送付を行う。国保連は、その請求を受け支払を行う。

10. 町民への情報提供、相談受付

町は、町民に対して新型コロナワクチン接種に関する接種対象、接種期間、接種場所などの情報を積極的に提供するとともに、相談受付窓口を設置する。

ただし、専門的な相談対応は県が担うことから、県と連携して対応する。

11. 予防接種による健康被害の発生

予防接種によって健康被害が生じた場合は、速やかに川辺町予防接種健康被害調査委員会による調査を実施する。

なお、接種による軽度の副反応について、接種機関や被接種者からの情報を記録

し、独立行政法人医薬品医療機器総合機構に報告するものとする。

12. 予防接種による健康被害救済

新型コロナワクチンの接種を受けたことによると考えられる健康被害が生じた場合は、国の健康被害救済制度を活用し救済措置を実施する。

13. 接種記録の管理

町は、町民が新型コロナワクチンの予診や接種を受けた場合は、その記録を電子データに登録し、管理する。

登録したデータは、個人情報保護の観点から厳格な管理を行うものとする。

14. その他

本計画に定めのないものは、その都度、県、加茂医師会、接種機関と協議し、決定するものとする。